

<b>1. 総合的な海洋の安全保障</b>	<b>2. 海洋の産業利用の促進</b>	7
(1) 海洋の安全保障		
① 領海等における国益の確保	2	
② シーレーンの安定的利用の確保	3	
③ 國際的な海洋秩序の強化	4	
(2) (1)の強化に貢献する基層		
① 強化の基盤となる施策		
1) 海洋状況把握体制の確立	5	
2) 国境離島の保全・管理	6	
3) 海洋調査、海洋観測(4にまとめて記載)		
4) 科学技術、研究開発(4にまとめて記載)		
5) 人材育成、理解増進(7にまとめて記載)		
② 補強となる施策		
1) 経済安全保障 (2にまとめて記載)		
2) 海洋環境の保全等 (3にまとめて記載)		
<b>3. 海洋環境の維持・保全</b>	<b>4. 科学的知見の充実</b>	8
<b>5. 北極政策の推進</b>		9
<b>6. 国際協力・国際連携</b>		11
<b>7. 海洋人材の育成・国民理解の増進</b>		12
		13

## 主な出来事

- ・平成30年8月 台風21号による強風でタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突
- ・令和元年10月 大和堆周辺水域で水産庁漁業取締船と北朝鮮籍とみられる漁船が接触
- ・令和2年8月 高潮及び潮位に関する各種情報の改善
- ・令和2年 中国海警船の年間接続水域内確認日数が2年連続最多を更新(令和2年333日、令和元年282日、平成26年243日)
- ・令和3年2月 中国が「中国海警法」施行
- ・令和3年7月 「海上交通安全法等の一部を改正する法律」施行
- ・令和3年9月 中国が「改正海上交通安全法」施行

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

外国公船による領海侵入、外国軍艦による領海内の航行等の活動の活発化及び活動範囲の拡大、外国漁船等の違法操業等のほか、外国調査船による我が国の同意を得ていない排他的経済水域内の海洋調査活動など、我が国の海洋権益はこれまでになく深刻な脅威・リスクにさらされている。

また、台風や噴火をはじめ、自然災害の発生リスクも存在する。

### (2) 取組状況

「国家安全保障戦略」に基づき、海洋安全保障の取組を進めてきた。防衛省・自衛隊では、益々厳しくなる我が国周辺海空域の安全保障環境に対応して、防衛体制の強化を図っている。海上保安庁では、直面する多岐にわたる課題に適切に対応するため、「海上保安体制強化に関する方針」に沿って海上保安体制の強化を進めている。水産庁では、我が国のEEZにおける外国漁船による違法操業に対し、漁業取締体制を強化している。また、諸課題に対しては自衛隊と海上保安庁等の関係省庁間で連携して対応している。

自然災害への備えについては、省庁横断的な連絡体制の整備や被害の防止・軽減を図る対策を着実に推進している。

## 主な出来事

- ・平成30年 巡視船をフィリピン・インドネシアに(6月)、オーストラリア・フィリピンに派遣(10月)
- ・令和元年6月 ペルシャ湾で日本関係船舶に対する攻撃事案が発生
- ・令和元年11月 ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動の延長を決定(同 令和2年11月)
- ・令和元年12月 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」を閣議決定  
令和2年1月防衛大臣が、自衛隊による中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施を命令(令和2年12月延長決定)
- ・令和2年9月～10月 護衛艦等をインド太平洋方面に派遣し、各国との共同訓練を実施(同 令和3年8月～11月)

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

我が国にとって重要なシーレーンは、我が国から中東、欧州、豪州、米大陸に至るものである。これらのシーレーンの安定的な利用に対する脅威・リスクが生じており、例えば、海洋における一方的な現状変更の試みやその既成事実化の試み、社会環境の変化等に伴う海賊及び武装強盗、テロ組織その他の国際的犯罪組織による不法行為、地域紛争等に起因する、我が国関係船舶等の円滑かつ安全な運航への影響等が挙げられる。

### (2) 取組状況

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援や、国際機関への要員派遣等の取組のほか、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等の国際協力活動への参加、平素の交流等を通じたシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係の構築を行っている。

また、海上法執行を含む海上保安分野における能力向上支援に係る研修をオンライン形式で実施するとともに、アジア・アフリカのシーレーン沿岸国等への機材供与、技術協力、海洋安全保障に関する能力構築支援を行っている。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <1. (1)③国際的な海洋秩序の強化>

## 主な出来事

- ・令和元年9月 第20回北太平洋海上保安フォーラムサミットを開催
- ・令和元年11月 第2回世界海上保安機関長官級会合を開催
- ・令和2年9月 ASEAN地域フォーラム閣僚会合開催
- ・令和2年11月 第15回東アジア首脳会議
- ・令和2年12月 第7回拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)
- ・令和3年3月 第14回ADMMプラス海洋安全保障専門家会合

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

国際法上の根拠が必ずしも明らかではない海洋権益等に関する主張が展開されるなど、国際的な海洋秩序を動搖させかねない動きがみられる。我が国にとって安定的な海洋利用の自由が確保できる海洋の安全保障の環境を維持するために、法とルールが支配する海洋秩序を形成・強化する必要がある。

### (2) 取組状況

我が国にとって安定的な海洋利用の自由が確保できる海洋の安全保障の環境を維持するために、普遍的価値を共有する各国と連携しつつ、外交努力や人的貢献など能動的な行動をとり、国際的な枠組を活用した関係国・機関との連携に積極的に取り組む。

また、東アジア首脳会議、拡大ASEAN国防相会議といった場で我が国の立場を表明するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、「法の支配」「航行の自由」「自由貿易」などの普及・定着等の取組を行い、あらゆるレベルで積極的に発信している。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <1. (2)① 1) 海洋状況把握体制の確立>

## 主な出来事

- ・平成30年5月 「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」決定
- ・平成31年4月 「海洋状況表示システム(愛称:海しる)」運用開始
- ・令和元年10月～令和2年2月 「海洋状況把握(MDA)に関するプロジェクトチーム(PT)」開催
- ・令和2年2月 第2回MDAの国際連携に関するARFワークショップ開催
- ・令和2年3月 インドが設立した「インド洋圏情報融合センター(IFC-IOR)」に連絡官を派遣
- ・令和2年11月 第12回日本・メコン地域首脳会議において、メコン諸国のMDA能力強化のための訓練実施を発表
- ・令和3年3月 「海のデータ連携シンポジウム」開催

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

我が国周辺海域においては、外国公船による領海侵入、外国軍艦による領海内の航行等の活動の活発化、北朝鮮による弾道ミサイルの発射、外国漁船等による違法操業等を受けて、安全保障環境が一層厳しさを増している。

また、気候変動が更に進めば自然災害による被害が拡大する可能性があり、海洋由来の脅威・リスクをいち早く察知し海洋政策を推進するためにMDAの取組を引き続き強化していく必要がある。

### (2) 取組状況

これまで基本計画を踏まえた政府の取組方針を策定し、海洋監視能力の向上などの情報収集体制の強化、「海洋状況表示システム(海しる)」の運用開始などの情報の集約・共有体制の強化、及び外国MDA関係機関との協力などの国際連携・協力の強化に取り組んだ。「海しる」関連では、API連携やデータ標準化など官民のデータ連携を推進した。

# 第3期海洋基本計画のレビュー < 1. (2)① 2)国境離島の保全・管理 >

## 主な出来事

- ・平成31年4月 「海洋状況表示システム(愛称:海しる)」運用開始【再掲】
- ・令和3年3月 離島カード発行
- ・令和3年6月 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」が成立

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

領海及び排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島については、低潮線を含めた保全及び活動拠点機能の強化等によりその保全・管理を行うことが、我が国の広大な排他的経済水域等における海洋資源の利用等の利益をもたらすこととなる。

同時にそれは、我が国の領域保全の観点からも重要な施策であり、本計画において重点的に取り組んでいく必要がある。

### (2) 取組状況

低潮線保全法等に基づき、全国185箇所の低潮線保全区域における状況調査、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備・管理、沖ノ鳥島における海岸保全施設の維持・整備による侵食防止の措置等を継続的に実施している。また、内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握している。

平成28年4月に成立した有人国境離島法については、平成29年4月に基本方針が内閣総理大臣により決定された。これに基づき、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための交付金制度を同年より運用しているほか、令和3年3月には対象離島への来訪者のみが受け取れる「離島カード」を発行する等、地元と調整しながら情報発信を強化している。

令和3年6月に、重要施設の周辺や国境離島等において区域指定を行い、当該区域内の土地等についての利用状況の調査や利用規制等の措置を行うこととする旨を定めた重要土地等調査法が成立した。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <2. 海洋の産業利用の促進>

## 主な出来事

- ・平成31年4月 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」施行
- ・令和2年12月 「漁業法等の一部を改正する等の法律」施行
- ・令和2年12月 洋上風力産業ビジョン(第1次)策定
- ・令和2年12月 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定。令和3年6月同戦略の具体化
- ・令和3年8月 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」施行

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

カーボンニュートラルの実現に向けた動き、デジタル化やデータ活用の急速な進展など、世界全体の経済構造や競争環境に大きな影響を与える変化が生じており、海洋分野においても、新たな海洋産業の育成や既存海洋産業の更なる発展、CO<sub>2</sub>削減のための環境関連技術開発等への期待がより一層高まっている。

また、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる等、我が国の自律性の確保・優位性の獲得を実現することがより求められている。

### (2) 取組状況

洋上風力発電については、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成31年4月施行)」に基づき、促進区域の指定、事業者の選定等、導入促進に向けた取組を進め、政府が掲げた目標に向けて、魅力的な国内市場の創出、投資促進・サプライチェーン形成、アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携に取り組んでいる。

造船・海運・港湾分野においては、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年8月施行)」に基づき、造船・船用・海運事業者等に対する新たな計画認定制度が開始されているほか、ゼロエミッション船の商業運航に向けた取組、自動運航船の実用化に向けた取組等が進められている。また、水素の海上輸送技術・インフラの技術の開発・実証を通じて世界で初めて液化水素運搬船が建造された。さらに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等を通じた「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた取組が進められている。

海洋資源・鉱物資源の開発については、コバルトリッチクラストの掘削性能試験に世界で初めて成功したほか、新たな海底熱水鉱床の発見、レアアース泥の概略賦存量の評価、砂層型メタンハイドレートの長期陸上産出試験に係る生産システムの設計や構築等の実施、表層型メタンハイドレートの生産技術について有望技術を特定し研究開発を実施している。

このほか、「漁業法等の一部を改正する等の法律(令和2年12月施行)」による新たな資源管理システムの構築、我が国初となる大規模排出源(製油所)のCO<sub>2</sub>を分離・回収して貯留するCCSプロセス全体を一貫システムとした実証試験等が進められている。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <3. 海洋環境の維持・保全>

## 主な出来事

- ・令和2年4月 「自然環境保全法の一部を改正する法律施行。「沖合海底自然環境保全地域」の指定制度を創設
- ・令和2年6月 G20大阪サミット開催「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」採択
- ・令和2年12月 小笠原方面の沖合域4地域を「沖合海底自然環境保全地域」に指定
- ・令和3年6月 「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」が成立(1年内に施行予定)
- ・令和3年6月 プラスチックごみ対策として「プラスチック資源循環促進法」が成立(1年内に施行予定)

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

気候変動や海洋ごみ対策等、地球規模課題に対する海洋環境の保全や人間の安全保障に対する関心も高まる中、気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議で採択された「パリ協定」や生物多様性条約、人間中心の普遍的な開発目標としての「持続可能な開発目標(SDGs)」等様々な国際枠組の下で、気候変動への対応や海洋ごみ対策等に各国が取り組んでいる。

### (2) 取組状況

こうした国際動向等を踏まえ、国内では、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24年9月閣議決定)、「気候変動の影響への適応計画」(平成27年11月閣議決定)等に基づく施策を実施するとともに、サンゴ礁や瀬戸内海の保全、海洋保護区の設置、プラスチック資源循環戦略の策定等、海洋環境の保全に関する様々な取組を行っている。

今後の展望としては、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が令和3年10月に予定通り開催され、ポスト2020生物多様性枠組が採択されれば、令和3年度末を目安に次期生物多様性国家戦略を策定する見通しである。

また、令和2年度に公表された気候変動影響評価報告書の内容も踏まえ、気候変動適応計画の見直しが令和3年度に行われる予定である。

## 主な出来事

- ・令和元年6月 海底探査技術の国際競技大会でGEBCO-日本財団Alumni Teamが優勝、Team KUROSHIOが準優勝
- ・令和元年10月 JOGMEC三次元物理探査船「たんさ」の就航記念式を開催
- ・令和2年1月 海上保安庁大型測量船「平洋」就役
- ・令和3年3月 海上保安庁大型測量船「光洋」就役
- ・令和3年度 北極域研究船建造開始

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

海洋調査・海洋観測に基づく科学的知見の充実は、海域の総合管理や管轄海域の境界画定、気候変動などの海洋における諸課題への政策決定を行う上で引き続き重要である。

また、海洋調査及び海洋観測には、多様な目的及び効果があり、海洋の安全保障のみならず、海洋環境の保全等、海洋資源の利用といった多様な目的での活用が可能であり、総体として海洋の安全保障の強化に貢献するものである。

### (2) 取組状況

これまで海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要となる海底地形、海洋地質等の調査や気候変動・海洋環境の把握のための海潮流の観測及び汚染物質の調査など、多様な目的の海洋調査・観測を着実に実施するとともに、調査・観測データの交換及び共有を推進した。さらに、海洋調査船の整備、複数の観測を組み合わせた統合的な観測網の構築等の体制強化に取り組んだ。

## 主な出来事

- ・令和2年6月 「科学技術基本法」が改正。名称を「科学技術・イノベーション基本法」に変更(令和3年4月施行)
- ・令和2年10月 第203回国会における所信表明演説で、菅総理がカーボンニュートラルの2050年までの実現を目指すことを宣言
- ・令和2年12月 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定。令和3年6月同戦略の具体化。【再掲】
- ・令和3年3月 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」閣議決定
- ・令和3年8月 「IPCC第6次評価報告書」公表
- ・令和3年9月 第76回国連総会において、菅総理が、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すことを宣言

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

海洋は、面積3億6,000万km<sup>2</sup>に及び、約77%が水深3,000m以上の深海であることから、その広さとアクセスの困難さ複雑さゆえ、今なお人類に残されたフロンティアである。海洋環境や生態系の状況把握や変動予測、自然災害への対応等に不可欠な科学的知見がいまだ不足しており、海洋に関する様々な観測や研究開発、必要となる基盤技術の開発など、海洋科学技術・イノベーションの推進が益々重要となっている。

### (2) 取組状況

令和2年6月に、科学技術基本法(平成7年制定)が改正され、本法律に基づき、令和3年3月には、第6期科学技術・イノベーション基本計画が閣議決定された。本計画では、海洋分野についても社会実装や研究開発を着実に実施することとされている。令和2年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、洋上風力の次世代技術開発、観測・モデルに関する科学基盤の充実等が盛り込まれている。

海洋に関する科学的知見の充実に向けては、国として取り組むべき重要課題である気候変動や海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋由来の自然災害等への対応に資する研究開発を推進している。また、海洋科学技術の共通基盤を充実、強化するとともに、中長期的視点に立ち、基礎研究の推進や人材育成も行っている。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <5. 北極政策の推進>

## 主な出来事

- ・平成30年度 総合海洋政策本部参与会議「北極政策プロジェクトチーム(PT)」を設置
- ・令和元年9月 国立極地研究所が北極域ノルウェー・ニーオルスンに新たな観測施設を開所
- ・令和2年6月 我が国最大規模の北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)を開始
- ・令和2年7月 北極海航路を経て砕氷LNG船が日本に初入港
- ・令和3年度 北極域研究船の建造開始【再掲】
- ・令和3年5月 第3回北極科学大臣会合(ASM3)を日本で開催

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

北極域は、地球温暖化の影響が最も顕著に現れている地域であり、北極域の環境変動は非北極圏にも影響を与える全地球的な課題である。そのような北極環境の急速な変化という地球規模課題への対応や、また、その一方で、急激な海水の減少に伴う北極海航路の利活用や資源開発等の可能性に対し、北極圏国のみならず非北極圏国でも関心が高まっている。

### (2) 取組状況

「我が国の北極政策」(平成27年10月総合海洋政策本部決定)に基づき、研究開発、国際協力、持続的な利用の3つの分野を中心に取組を進めている。特に我が国の強みである科学技術を活かして、観測データの空白域である北極域の観測・研究を推進し、地球規模課題の解決等を通じて、我が国の国際プレゼンスの向上を図っている。

令和3年度より日本で初めてとなる北極域研究船の建造に着手する。また、令和3年5月には、アイスランドとともに「第3回北極科学大臣会合」をアジア初となる日本で開催し、「持続可能な北極圏のための知識」というメインテーマの下、北極域研究の国際協力による推進や北極圏に居住する先住民との協働などについて議論を行い、国際協力のために必要な行動を具体化した共同声明を取りまとめた。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <6. 国際協力・国際連携>

## 主な出来事

- ・平成30年5月 第8回太平洋・島サミット(PALM8)の開催
- ・平成30年9月 G7ハリファックス環境・海洋・エネルギー大臣会合の開催
- ・平成30年10月 第5回アワオーシャン会合(於:インドネシア)の開催(令和元年10月 第6回同会合(於:ノルウェー)の開催)
- ・平成30年12月～令和3年2月 第10回～第12回日中高級事務レベル海洋協議の開催
- ・令和元年9月 第1回日仏包括的海洋対話の開催
- ・令和元年11月 第2回世界海上保安機関長官級会合を開催【再掲】
- ・令和2年1月 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて国連が定めた2020年～30年の「行動の10年」がスタート
- ・令和3年1月 「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030)」がスタート
- ・令和2年度 総合海洋政策本部参与会議「国際協力等について検討するプロジェクトチーム(PT)」を設置
- ・令和3年7月 第9回太平洋・島サミット(PALM9)の開催

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

国際協力・国際連携は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものであり、我が国にとって好ましい環境を創出するための重要な手段である。海洋の秩序維持・強化や地球規模の海洋問題等、幅広い海洋政策に関する課題に取り組むに当たり、国際協調主義を掲げる我が国は、あらゆる機会を活用し、国際ルールに則して対処し、新たな枠組やルール等の形成における「法の支配」の確立を主導し、海における「法の支配」と「科学的知見に基づく政策の実施」を国際社会の普遍的な基準として浸透させる活動を継続し、もって「自由で開かれたインド太平洋」も一層推進していく必要がある。

### (2) 取組状況

能力構築支援や国際協力活動への参加その他の平素の交流を通じて、各国との信頼関係や協力関係を、法執行能力、海洋観測、生物多様性の保全等、様々な分野において構築している。

各国関連機関との協力についても、二国間、地域間、及び多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進している。国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際協力・国際連携に主体的に参画している。

# 第3期海洋基本計画のレビュー <7. 人材の育成・国民の理解増進>

## 主な出来事

- ・平成30年7月 「海の日」関連イベントを開催(令和元年度以降も、毎年開催)
- ・平成30年8月 第11回海洋立国推進功労者表彰(令和元年度以降も、毎年実施)
- ・平成31年4月 小中学校の教員向け「海洋教育プログラム」公開
- ・令和2年4月 小学校において新学習指導要領に基づく授業が開始(新学習指導要領では、海洋に関する内容の充実が図られている)
- ・令和3年4月 中学校において新学習指導要領に基づく授業が開始(新学習指導要領では、海洋に関する内容の充実が図られている)

## 現状認識と取組状況

### (1) 現状認識

海洋人材の確保・育成を取り巻く環境として、人口減少・少子高齢化やグローバル化等が大きな影響を与えていく。また、昨今国民が海水浴、海洋レジャーを含め、海を訪れることが減少するなど、いわゆる「国民の海離れ」という傾向が見られる。令和2年以降、新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、感染防止対策のため海開きを中止する等、海水浴、海洋レジャーの機会が失われている。

### (2) 取組状況

平成29年3月に公示された小・中学校学習指導要領に基づき、令和2年度からは小学校で、令和3年度からは中学校で、海洋に関する内容の充実が図られた授業が開始された。さらに、平成30年3月に公示された高等学校学習指導要領に基づき、高等学校でも令和4年度から順次授業が開始される予定である。また、全ての市町村で適切に海洋教育を実践することを目指して、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の形成を進めている。

このほか、海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じた理解増進の取組を実施している。